

日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」<第Ⅰ編 軽水炉規格>
に係る報告について
(原子力規制委員会への報告)

2015年1月16日

当社は、日本機械学会が発行している「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」<第Ⅰ編 軽水炉規格>(以下、「設計・建設規格」という。)に誤りが確認され、同学会より2014年12月5日付けで正誤表が発行されたことを踏まえ2014年12月18日に原子力規制委員会から発出された文書^{*}に基づき調査をおこない、本日、原子力規制委員会へ結果を報告しましたので、お知らせします。

<原子力規制委員会から報告を求められた内容>

下記1および2について、2015年1月16日までに原子力規制委員会に対し報告することを求める。

1. 文書に別添の規則への適合が義務付けられている機器のうち、設計・建設規格の正誤表に該当する規定番号PPD-3414およびPPD-3424(2005年版(2007年追補版を含む)又は2012年版)に基づき設計したものの有無について、報告すること。
2. 1. により設計をしたものがある場合、当該機器が使用されている箇所が訂正後の規定番号PPD-3414およびPPD-3424(2005年版(2007年追補版を含む)又は2012年版)にそれぞれ適合しているか否かについて、報告すること。

<設計・建設規格の正誤表の内容>

クラス3配管のフランジ(規定番号PPD-3414)および穴の補強の適合条件(規定番号PPD-3424)に関する記載について、以下のとおり誤りがありました。

PPD-3414 フランジ(抜粋)

(誤) (2) 管と管をフランジ継手により接続する場合は、次のaからcのいずれかに適合するものであること。

(正) (2) 管と管をフランジ継手により接続する場合は、次のaからcに適合するものであること。

PPD-3424 穴の補強の適合条件(抜粋)

(誤) (8)b.(b) (1)b.の断面積と材料規格Part3第1章 表3または表4に規定する主管の材料の許容引張応力との積

(正) (8)b.(b) (1)b.(a)の断面積と材料規格Part3第1章 表3または表4に規定する主管の材料の許容引張応力との積

報告内容

(1) 調査対象

設計・建設規格(2005年版)を適用することを規定した「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈について」(平成17年12月16日 平成17・12・15原院第5号)が施行された2006年1月1日以降に浜岡原子力発電所において設計された設備を対象としました。

(2) 調査結果

対象設備を設計したプラントメーカー等に確認をおこなった結果、正誤表に該当する設計・建設規格(2005年版(2007年追補版を含む)又は2012年版)の規定番号PPD-3414およびPPD-3424に基づき誤って設計されたものはないことを確認しました。

^{*} 文書は、「日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」<第Ⅰ編 軽水炉規格>に係る報告について」(平成26年12月18日 原規規発第1412173号)」を指します。

以上